

第 57 号議案

愛南町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正
について

上記の議案を提出する。

愛南町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
愛南町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成 16 年愛南町条例第 17
号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 18 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 4 条中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

第 12 条中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 19 条第 1 項」に、「第 3 条」を「第 3
条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

愛南町長 中村 維伯

提案理由

地方自治法施行規則の一部改正により、条例中に引用する同規則の条
番号のずれを整理するため。

愛南町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条 略 (登録資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は認可地縁団体において次の各号に掲げる者が選任されている場合にあっては、それぞれ当該各号に掲げる者(以下「代表者等」という。)とする。 (1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号) <u>第19条第1項第1号</u> に規定する職務代行者 (2)～(4) 略 第3条 略 (登録審査) 第4条 町長は、前条の規定により登録申請者から認可地縁団体印鑑の登録申請があったときは、登録申請書の記載事項及び印影と当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則 <u>第21条第2項</u> の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体台帳」という。)の記載事項並びに登録個人印鑑に係る印鑑票の記載事項及び印影を照合するとともに、登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、適当と認められるときは、当該認可地縁団体印鑑を登録するものとする。 第5条～第11条 略 (本人申請主義) 第12条 この条例の規定に基づく申請は、代表者等自らが行わなければならない。ただし、地方自治法施行規則 <u>第19条第1項第1号</u> の規定により代理人がある旨の告示がなされている認可地縁団体にあつては、代表者等の委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人が行うことができるものとする。この場合において、 <u>第3条</u> 中「認可地縁団体印	第1条 略 (登録資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は認可地縁団体において次の各号に掲げる者が選任されている場合にあっては、それぞれ当該各号に掲げる者(以下「代表者等」という。)とする。 (1) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号) <u>第18条の3第1項第6号</u> に規定する職務代行者 (2)～(4) 略 第3条 略 (登録審査) 第4条 町長は、前条の規定により登録申請者から認可地縁団体印鑑の登録申請があったときは、登録申請書の記載事項及び印影と当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則 <u>第18条の3第1項</u> の規定に基づき作成された台帳(以下「地縁団体台帳」という。)の記載事項並びに登録個人印鑑に係る印鑑票の記載事項及び印影を照合するとともに、登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、適当と認められるときは、当該認可地縁団体印鑑を登録するものとする。 第5条～第11条 略 (本人申請主義) 第12条 この条例の規定に基づく申請は、代表者等自らが行わなければならない。ただし、地方自治法施行規則 <u>第19条第1項</u> の規定により代理人がある旨の告示がなされている認可地縁団体にあつては、代表者等の委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人が行うことができるものとする。この場合において、 <u>第3条第1項</u> 中「認可地縁団体印

鑑の登録を受けようとする代表者等(以下「登録申請者」という。)」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする代表者等(以下「登録申請者」という。)の代理人」と、第4条中「登録申請者から」とあるのは「登録申請者の代理人から」と、第7条第1項及び第9条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等の代理人」と読み替えるものとする。 以下 略	鑑の登録を受けようとする代表者等(以下「登録申請者」という。)」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする代表者等(以下「登録申請者」という。)の代理人」と、第4条中「登録申請者から」とあるのは「登録申請者の代理人から」と、第7条第1項及び第9条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等の代理人」と読み替えるものとする。 以下 略
--	--